平成２４年（フ）第１３９号
広島県呉市広吉松２丁目15番22号
債務者　天野　直樹
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１４１号
広島県呉市平原町２番24号
債務者　大西　智恵（旧姓長井）
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２２０号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地５　呉郷団地４号棟446号
債務者　藤田　章太
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２３号
徳島市一宮町西丁969番地
債務者　飛鳥　雅也
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３０号
大分市西大道２丁目４番５号
債務者　藤田　治樹
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６号
宮城県大崎市三本木字町浦19番地
債務者　高橋　靖奈（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
石川県加賀市山中温泉滝町リ１番地１　グループホームしゃくなげ、従前の住所石川県加賀市別所町漆器団地３番地の12
債務者　黒山　折枝
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２１５号
長野県木曽郡南木曽町吾妻1173番地１
債務者　山本　雄平
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３２７号
盛岡市繋字尾入野１番地３
債務者　土橋　和子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６６７号
千葉県野田市中根13番地
債務者　岩田　雄一
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７３４号
千葉県松戸市大谷口142番地の３　ジュネパレス松戸第115―103号
債務者　宮下　　崇
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７３６号
千葉県松戸市南花島３丁目38番地の９　西日本新聞社宅２―402号
債務者　寺田　澄子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７３７号
千葉県柏市根戸401番地７　エトワール北柏201号
債務者　大島　昭三
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７４６号
千葉県柏市若白毛77番地
債務者　田宮　健二
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７４７号
千葉県柏市若白毛77番地
債務者　田宮　雅枝
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１８４４号
名古屋市昭和区安田通５丁目５番地の１　河辺ビル302号
債務者　寺倉　良数
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０４５号
大阪市西淀川区大和田１丁目３番37―806号
債務者　佐伯　深雪（旧姓野上）
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４６６号
大阪府枚方市南中振１丁目16番24号
債務者　中野幸一郎
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部